

# 埼玉県消防職団員ハラスメント等相談窓口



## 目的



消防本部に所属する職員及び消防団に所属する団員等が、ハラスメント等の被害を受けた際、市町村、消防本部や消防団のハラスメント等窓口にご相談しにくい、又は相談したが適切な対応がなかった場合等に備え、設置するものです。

## 対象者

対象者は、ハラスメント等を受けたと考える消防職員及び消防団員、その家族、上司、同僚等です。

## 内容

県職員がハラスメント等についての相談を受け、必要に応じて、相談者に助言等を行います。

被害者等の了解のもと、必要に応じて、所属の消防本部及び市町村の人事部局等に情報提供を行います。

## 情報秘匿性の確保

相談者が不利益な扱いを受けないよう、相談内容の秘匿性に十分配慮します。

## 相談方法

相談は、電話又は電子メールにて受付します。電話番号、電話対応時間及びメールアドレスは下記のとおりです。

- ・ 電話番号 : 消防課 048-830-8151
- ・ 電話対応時間 : 平日9時から17時まで
- ・ 電子メール : a3165-60@pref.saitama.lg.jp (専用アドレス)

電子メールは、電話で相談ができない日時に関限り受け付けます。メール本文に、折り返しの電話番号と、指定の時間帯を記入してください。

